

# 足立区高齢者補聴器購入費用助成事業について



## 1. 対象者

- 満65歳以上で、区内に住所を有しているかた。
- 住民税非課税世帯のかた又は生活保護受給者、中国帰国者支援給付受給者  
(申請日が4月から6月までの場合は前年度の住民税、申請日が7月から翌年3月までの場合は当該年度の住民税が非課税の場合をいう)
- 耳鼻咽喉科専門医の診断結果(意見書)を得られるかた。
- 聴力レベル40dB以上70dB未満(両耳とも)
- 障害手帳(聴覚障害)をお持ちでないかた。

## 2. 助成内容

### **助成上限額: 25,000円**

- 助成は一人1台1回限りとし、故障、修理、メンテナンスなどは対象外です。
- 購入額が助成上限額に満たない場合は、購入額(千円未満切り捨て)が助成額になります。
- 助成対象は、補聴器本体および付属品です。
- 補聴器(管理医療機器)を購入した場合に限り、助成が受けられます。
- 集音器は対象外です。**
- 受診・検査費用及び証明書料、送料等は自己負担です。

## 3. 医療機関での聴力検査について

**注: 受診の際は保険証をご持参ください。**

- 耳鼻咽喉科専門医で聴力検査を受けてください。  
なお、診断結果(意見書)費用とは別に診察・聴力検査など別途受診費用がかかります。
- 医療機関での聴力検査の結果、助成の対象とならない場合もございます。

## 4. 注意事項

- 購入する際は管理医療機器としての補聴器をご購入ください。
- 集音器は助成対象外です。**
- 決定前の購入は助成対象外です。
- 購入費の助成は、一人1台1回限りとなります。
- 領収書を紛失した場合は助成ができなくなりますので必ず保管してください。

### 申請の前に

- 足立区では障がい福祉センター(あしすと)において、言語聴覚士によるきこえの相談(毎週火・水・木・金曜日予約制・無料)を行っています。  
きこえのことでお悩みがある場合はご相談ください。

足立区障がい福祉センター(あしすと) 自立生活支援室  
電話 5681-0132 FAX 5681-0137

## 5 . 助成までの流れ

### 事前相談

- ・かかりつけ医がない、聴力検査をしたことがないなどきこえのことでお悩みがある場合は、**障がい福祉センター（あしすと）**にご相談ください。言語聴覚士によるきこえの相談（聴力検査、補聴器体験など）を行っています。  
**（毎週火・水・木・金曜日予約制・無料）**

### 1 . 申請

- ・高齡福祉課、各地域包括支援センター、足立福祉事務所各課で申請してください。
- ・住民税等の状況を確認し、対象者であれば後日郵送で申請書（医師の意見欄）をお送りします。



### 2 . 受診

- ・届いた申請書（医師の意見欄）を持って耳鼻咽喉科を受診し、補聴器使用が必要と耳鼻咽喉科専門医が認めるときは申請書（医師の意見欄）に記入をしてもらいます。  
**（受診料・検査料・診断結果（意見書）は自己負担）**



### 3 . 決定

- ・申請書（医師の意見欄） 証明済み を高齡福祉課、各地域包括支援センター、足立福祉事務所各課へご提出ください。（郵送可）
- ・約2週間前後で区から決定通知書が届きます。**届くまで補聴器は購入しないでください。決定前の購入は助成対象外です。**



### 4 . 購入

- ・補聴器を購入し購入店舗から領収書をもってください（宛名は申請者本人）
- ・請求書に領収書を添付し、高齡福祉課、各地域包括支援センター、足立福祉事務所各課へご提出ください。（郵送可）



### 5 . 助成

- ・助成金をご本人の口座に振り込みます。



#### 【問い合わせ先・郵送先】

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

足立区 高齡者施策推進室 高齡福祉課 在宅支援係

電話 : 3880-5257 (直通)

FAX : 3880-5614